

環 管 - 4 7 4
平成26年7月25日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山葵沢地熱発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づき環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。
- (2) 表現上、説明不足や正確性を欠く記載が見られることから、記載内容の追加や修正を適切に行い、正確かつわかりやすい評価書の作成に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気

施設の稼働に伴って発生する硫化水素は、人体に与える影響が大きいことから、運転開始後の硫化水素濃度には十分留意するとともに、必要に応じて環境監視計画における調査地点や頻度を増やすなど、適切な監視に努めること。

(2) 温泉

対象事業実施区域周辺には既存の温泉が多数存在し、その中には温泉帯水層と地下の蒸気ゾーンを介して地熱貯留層と間接的な繋がりを否定できない温泉もあることから、既存温泉への影響を適切に把握するため、工事中にも温泉の監視を実施するとともに、監視結果については積極的に関係者へ情報提供すること。

(3) 植物

事業の実施により生育確認場所が一部消失するオニノヤガラについては、移植先における定着が難しい場合もあると考えられることから、移植方法及び移植先について、専門家の助言を受けながら慎重に実施すること。

(4) 動物

対象事業実施区域近傍の樹林帯ではハチクマが繁殖しているものと考えられるため、事業の実施による樹木の伐採はハチクマの営巣期間を外して行う等、ハチクマの繁殖に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、樹木の伐採範囲にハチクマの営巣木が確認された場合は、専門家の助言を受け適切な措置を講じること。

(5) 景観

還元熱水輸送管は秋ノ宮小安温泉線（県道 310 号）に沿って設置されることから、輸送管の設置による景観の変化をフォトモンタージュにより予測・評価し、評価書に反映すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

工所用資材等の搬出入に用いる交通ルートである秋ノ宮小安温泉線（県道 310 号）は、秋ノ宮温泉郷と川原毛地獄、泥湯温泉を結ぶ主要な道路であり、特に観光シーズンには多くの観光客が利用すると考えられることから、事業の実施に当たっては道路利用者の利便性や安全に影響を及ぼさないよう配慮すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881